

第 1 2 回笠間市立小中学校学区審議会次第

日時：平成 2 4 年 2 月 1 5 日（水）

午後 7 時～

場所：笠間公民館 2 階会議室

1. 開 会
2. 学区審議会会長あいさつ
3. 議 事
 - (1) 第 1 2 回資料について（事務局説明）
 - パブリック・コメント結果について
 - 最終答申案について
 - (2) 意見交換
4. 笠間市教育委員会への答申
5. 閉 会

第 1 2 回資料

○笠間市立小中学校の適正配置について【答申案】

笠間市立小中学校学区審議会

1. 前回の審議会の主な意見

- 資料17ページの「再編への流れ」の中に「統合対象校の保護者等と教育委員会との意見交換会」とあるが、この表現では統合対象校以外の保護者の意見が反映されないことになる。統合対象校だけでなく、すべての学校との意見交換会に修正すべきだと思う。
- 答申内容はすべての小中学校に関わってくるので、「各学校の保護者等と教育委員会との意見交換会」に修正する。(会長)
- 意見交換会で大反対の意見が出た場合は振出しに戻るのか。
- 絶対反対だということになれば、再検討しなければならない。(事務局)
- 審議会では学校の新設はしないという方針で進めてきたが、複数校の中間に学校を新設するという理想的な事項を付帯意見に加えてはどうか。
- 学校の新設については将来必要な時期に議論が出てくると思われるので、付帯意見には加えないこととさせていただきたい。(会長)
- 統合によって運動会や授業参観に来る保護者の車が増えるので、駐車場のインフラ整備を付帯意見に加えてはどうか。
- 答申書に駐車場整備という具体的な文言を盛り込むことは難しい。(事務局)
- 笠間小学校への統合によって遠距離通学になる児童はスクールバスで下校するが、学童保育の子どもを笠間小学校まで迎えに来ることができない保護者も出てくると思う。
- 学童保育については、子ども福祉課と協議しながら実施計画に盛り込んでいこうと考えている。(事務局)
- 「再編の流れ」の「統合対象校の保護者等と教育委員会との意見交換会」を「各学校の保護者等と教育委員会との意見交換会」に修正し、パブリック・コメントを実施する。(事務局)
- パブリック・コメントを実施し、審議会で諮るべき意見が出た場合は次回の審議会で検討していただく。(会長)

2. パブリック・コメント結果について

意見提出期間	平成 24 年 1 月 12 日～1 月 31 日 (20 日間)	
提出方法別人数	提出方法	人数 (人)
	直接提出	0
	郵 送	1
	ファックス	0
	メール	1
	合計	2
意見の概要		回答内容
<p>少子化の時代で統廃合はしかたないと思うが、統廃合によって地域の歴史や文化に対する関心が低くならないよう、地域に関する授業を多くしてほしい。</p>		<p>学校の統合にあたっては、統合前の学校で培われてきた教育活動や伝統の継承に努め、そして子どもたちの生きる力をはぐくむ学習カリキュラムや教育方法、学校運営など、教育の基本方針を明らかにしていくことが重要な第一歩であると考えます。併せて、今後の適正配置実施計画の策定にあたっては、従来の地域色が失われないよう工夫を凝らしていくことも重要であると考えています。</p>
<p>笠間・友部・岩間地区の小中学校を地区ごとにそれぞれ 1 校に統合してはどうか（岩間中学校を除く）。</p>		<p>全国的に少子化が進行する中、ご指摘の配置案も選択肢の 1 つと考えられますが、本案は将来的に適正規模を満たす学校を単独校とし、適正規模に満たない学校を適正配置の対象校として、小規模校並びに大規模校のメリット・デメリットを検証しながら学校の適正配置方針を示したものであります。また、笠間地区の中学校を将来的に 1 校にすることや岩間地区の小学校の統合の可能性にも言及していることは本案記載のとおりです。</p>
<p>欧米では、統一された黄色いスクールバスが 1 世紀前から行政によって運行されている。スクールバスの導入は、統合校にとって極めて重要視しなければならないことであるので、本答申案に基づく条例改正や議会の議決、施行に尽力してほしい。</p>		<p>学校の統合によって、通学区域が広範囲に及ぶことは明らかであります。統合にあたっては、地理的状況や公共交通の現状、中学校の部活動の実態を把握し、スクールバスや路線バス、鉄道等を最大限活用して、安心・安全に通学できるよう、行政において万全の支援策を準備していくことを本案に明示しています。</p>
<p>登下校時の安全安心と規律の維持に努めるとともに、課題を整理しながら学校の統合を断行してほしい。</p>		<p>学校の統合は多様な課題に取り組むことであり、環境の変化に対する子どもたちの不安、教職員人事の変動による影響、そして学校がなくなることへの地域住民の寂しさは当然のことと思われれます。しかしながら、現状を容認するのではなく、子どもたちの社会性やコミュニケーション能力の向上、部活動の活性化など、教育環境の充実に向けた多角的な視点から統合を推進していくべきものと考えます。併せて、学校・保護者・地域が連携し、通学の安全対策を強化していくことを本案に明示しています。</p>

**笠間市立小中学校の適正配置について
【最終答申案】**

平成24年2月

笠間市立小中学校学区審議会

目 次

はじめに	1
1. 笠間市立小中学校学区審議会の設立の経緯と役割	2
(1) 笠間市立小中学校学区審議会の設立の経緯	
(2) 笠間市立小中学校学区審議会の役割	
(3) 会議の公開	
2. 笠間市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針	3
(1) 適正規模	
(2) 適正配置	
3. 学校規模の将来推計（平成 31 年度推計）	4
4. 学校別の状況と適正配置の判断	5
(1) 小学校の状況と適正配置	
(2) 中学校の状況と適正配置	
5. 笠間市立小中学校の適正配置	12
(1) 適正配置に関する本審議会委員の意見	
(2) 笠間市における小中学校の適正配置	
(3) 各校の適正配置方針一覧	
(4) 再編への流れ	
6. 適正配置の実施に向けた付帯意見	18
むすびに	19

資料編

○諮問書	20
○笠間市立小中学校学区審議会条例	21
○笠間市立小中学校学区審議会委員名簿	22
○笠間市立小中学校学区審議会開催経過	23

はじめに

全国的に少子化が進行する中、2005年以降、国の総人口が減少に転じるというかつてない人口減少社会への転換期を迎え、今後、社会全体に大きな影響を与えることが想定されている。

笠間市でも児童生徒数が減少し、現在、複式学級の小学校が1校あるほか、クラス替えができない1学年1学級の学校が全体のほぼ半数を占めており、学校における教育や生活、さらには学校運営など、様々な面に影響を及ぼすことが懸念されている。各校では、それぞれの状況に応じて充実した学校教育に取り組んでいるところであるが、少子化の波は、児童生徒の集団活動という大切な環境をも損なうおそれがあることから、学校規模の適正化は早急な対応を講じるべき課題となっている。

こうした現状を踏まえ、笠間市教育委員会は、平成21年11月に笠間市立学校適正規模・適正配置検討委員会に対して学校適正化に関する意見を求め、平成22年9月に同委員会から答申が出されている。さらに、この答申を最大限に尊重し、教育委員会において同年10月に笠間市立学校適正規模・適正配置基本計画を策定したところである。

市内には小学校が14校、中学校が7校あるが、前述のとおり、本市の少子化傾向は今後も一層進むものと予測されている。そのため、将来にわたって望ましい学区編制を具体化するための実施計画を策定するにあたり、平成22年12月、笠間市立小中学校学区審議会条例に基づき、教育委員会から本審議会への諮問（笠教学第1015号）が行われたところである。以来、平成24年2月まで計12回にわたって審議を重ね、併せて地区別分科会による個別検討を行いながら、学校の適正配置に関する具体的方策についての共通認識を得るに至ったため、ここに答申をするものである。

今後の学校適正配置実施計画の策定にあたっては、本答申を指針とし、次代を担う子どもたちのより良い学校環境の整備、そして保護者・地域住民の理解を前提として、笠間市の望ましい教育環境の構築に向けた取組みを望むものである。

1. 笠間市立小中学校学区審議会の設立の経緯と役割

(1) 笠間市立小中学校学区審議会の設立の経緯

全国的な少子化の中で、平成23年度の笠間市の児童生徒数は小中学校ともピーク時の6割を割り込む状況にあり、今後10年間にさらに2割程度減少するものと予想されている。このことは、集団活動の中で養われる社会性やコミュニケーション能力を十分に享受できなくなるという状況を招くおそれもあることから、学校規模の適正化は避けて通れない課題であり、笠間市としても児童生徒のより良い教育環境や生活環境、社会性を養うための人間関係の構築といった独自の施策の必要性を認識してきた。このため、教育委員会は将来を見据えた具体的計画の策定に先立ち、まず、笠間市立学校適正規模・適正配置検討委員会の答申を基に、笠間市立学校適正規模・適正配置基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定した。この基本計画をさらに具体的なものにするためには各分野の幅広い意見と公平公正な判断が不可欠であることから、平成22年12月に本審議会を組織し、子どもたちの教育環境を最優先に考えた、より現実的な学区のあり方について諮問を受けたものである。

(2) 笠間市立小中学校学区審議会の役割

本審議会は、学識経験者、小中学校代表、小中学校PTA代表の計30名で組織し、教育委員会の諮問事項について審議し、本審議会全体の共通認識の下、その方針を教育委員会へ答申するものである。諮問の内容は、笠間市立小中学校の学区に関する事項であり、具体的には、基本計画における下記の事項について検討し、パブリック・コメントを経て本審議会の方針を策定することが所掌事項となる。なお、本審議会委員の任期は、就任した日から答申を行った日までとなる。

【本審議会の所掌事項】

- ①基本計画における適正規模及び適正配置方針の確認
- ②個々の学区の現状と問題点の把握
- ③学区再編の方法、時期の検討
- ④学区再編後の学校数、学校の位置の検討
- ⑤学区再編に伴う通学支援策の検討
- ⑥答申案に対するパブリック・コメント結果の反映
- ⑦教育委員会への答申

(3) 会議の公開

本審議会は、「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成18年笠間市告示第338号）に基づき、会議の透明性と公正性の確保、そして市民の理解を深めることを目的として、会議を一般公開とした。なお、審議会開催の日時・場所・審議事項を事前公表するとともに、会議録及び会議資料を笠間市ホームページに公開した。また、傍聴者に会議資料を配布するとともに、傍聴者の意見や感想を自由に記述していただく用紙を配布し、議事進行の参考とさせていただいた。

2. 笠間市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針

基本計画は、教育委員会の諮問機関である笠間市立学校適正規模・適正配置検討委員会の答申に基づき、学校適正化の具体化に向けた基本方針を示したものである。以下にその主旨を示す。

(1) 適正規模

笠間市立学校の適正規模については、その基本的な考え方や市民アンケート調査結果などを踏まえ、本計画の「望ましい学校規模」を次のとおりとする。

区分	学級数	1学級あたりの児童生徒数
小学校の適正規模	12～18学級 (1学年あたり2～3学級)	最大30人(平均24人程度)
中学校の適正規模	9学級以上 (1学年あたり3学級以上)	最大35人(平均30人程度)

(2) 適正配置

本計画では、適正規模の確保を前提条件として、笠間市立学校の適正配置の方法を次のとおりとする。

I. 複式学級の解消

2つの学年で1つの学級を構成する「複式学級」を有する学校については、その解消を最優先とし、通学区域の見直し、学校の統合や小中併設によって対応するものとする。

II. 適正配置

今後、適正規模に達しないことが予想される学校を適正配置の対象校とする。この場合、通学区域の見直しによって適正規模を確保できる地域については隣接校との通学区域の調整を行い、地勢や通学距離などの理由で通学区域の見直しが困難な場合は学校の統合を軸に考えるものとする。また、統合が困難な場合は小中併設とする。

①通学区域の見直し	○分散進学は今後の小中併設等を推進する上で問題が生じることから、分散進学を解消できるよう通学区域の見直しを行う。
②学校の統合	○学校の 신설による統合は行わない。 ○小中学校の耐震化整備計画との整合性を図る。
③小中併設	○学校の統合が困難な場合若しくは統合しても適正規模を確保することができない場合は、小中併設を推進するものとする。

III. 適正配置の実施にあたって配慮すべき事項

- 適正配置によって遠距離通学になる場合は、スクールバスの導入等も検討する。
- 適正配置の実施にあたっては、地域の実情や種々の問題点などを考慮し、地域住民の十分な理解と協力を求める必要がある。
- 旧態の枠(旧市町)の中で配置を考えるばかりでなく、笠間市全体として適正な配置となるよう配慮することも必要である。

IV. 今後の適正配置の具体化に向けた付帯事項

- 笠間地区の中学校4校については、将来的に3校以下にすることを目標とする。
- 友部地区の調整区域は通学する小学校を2校のうちから選択することができるが、学区が明確になるよう再検討していく。
- 岩間地区の小学校3校については、将来的に2校にすることを目標とする。
- 小中併設を積極的に推進し、導入の利点を高めていくものとする。

3. 学校規模の将来推計（平成31年度推計）

下表は、基本計画で示した学校の適正規模を基に、現在の学校規模と平成31年度人口推計値（平成21年度学校基本調査）による学校規模とを比較したものである。平成31年度人口推計値を見ると、小学校では、複式学級を有する小学校が1校、クラス替えができない1学年1学級の学校が5校、適正規模を満たす学校が7校、適正規模を上回る学校が1校と予想される。中学校では、クラス替えができない1学年1学級の学校が2校、クラス替えはできるが適正規模として示された1学年3学級に満たない1学年2学級の学校が1校、適正規模を満たす学校が4校と予想される。

【小学校】

：適正規模に達しないと予想される小学校

学級数区分	平成23年5月現在（40人編制）		平成31年度推計（30人編制）	
5学級以下	1校	東小〔60人・5学級〕	1校	東小〔40人・4学級〕
6～11学級	6校	佐城小〔155人・6学級〕 箱田小〔136人・6学級〕 南小〔210人・7学級〕 稲田小〔270人・11学級〕 大原小〔183人・6学級〕 岩間二小〔178人・6学級〕	5校	佐城小〔124人・6学級〕 箱田小〔105人・6学級〕 南小〔175人・6学級〕 大原小〔139人・6学級〕 岩間二小〔135人・6学級〕
12～18学級	5校	宍戸小〔300人・12学級〕 北川根小〔287人・12学級〕 友部二小〔409人・13学級〕 岩間一小〔363人・12学級〕 岩間三小〔337人・12学級〕	7校	笠間小〔475人・18学級〕 稲田小〔193人・12学級〕 宍戸小〔245人・12学級〕 北川根小〔196人・12学級〕 友部二小〔315人・12学級〕 岩間一小〔289人・12学級〕 岩間三小〔246人・12学級〕
19学級以上	2校	笠間小〔613人・19学級〕 友部小〔803人・25学級〕	1校	友部小〔594人・22学級〕

※1 平成31年度で友部小学校は適正規模を上回ると予想されるが、自然動態・社会動態から見て同校でも児童数が減少していくことは他校と同様である。また、将来的に現在の学級数を超えることはないとは予想されることから、大規模校として通学区の分割や分離新設の対象とはしないものとする（基本計画より）

※2 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正（平成23年4月改正）により、平成23年度の小学校1学年は35人編制

【中学校】

：適正規模に達しないと予想される中学校

学級数区分	平成23年5月現在（40人編成）		平成31年度推計（35人編制）	
5学級以下	3校	東中〔66人・3学級〕 南中〔104人・4学級〕 稲田中〔128人・4学級〕	2校	東中〔65人・3学級〕 南中〔82人・3学級〕
6～8学級			1校	稲田中〔113人・6学級〕
9～11学級				
12～18学級	4校	笠間中〔419人・13学級〕 友部中〔644人・17学級〕 友部二中〔400人・12学級〕 岩間中〔432人・13学級〕	4校	笠間中〔336人・12学級〕 友部中〔501人・15学級〕 友部二中〔328人・12学級〕 岩間中〔368人・12学級〕

4. 学校別の状況と適正配置の判断

以下は、各小中学校の状況と適正配置に関する判断を示したものである。なお、児童数を示した表中、未就学の4歳児から6歳児は行政区ごとに把握した平成23年住民基本台帳上の人数であり、平成31年度推計値は平成21年度学校基本調査による推計人数である。また、平成23年4月の法改正により、平成23年度の小学校1学年は35人編制となっている。

(1) 小学校の状況と適正配置

笠間小学校

- 校舎は昭和50年3月と55年11月建築で、平成22年度に耐震補強工事を実施している。
- 各学年5学級の規模で建築した学校である。
- 児童数及び学級数は平成23年5月1日現在で613人・19学級（40人編制）、平成31年度推計値は475人・18学級（30人編制）である。

	未就学児人数			児童数（学級数）						
	4歳	5歳	6歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
H23 現在	100	87	91	87(3)	106(3)	85(3)	112(4)	117(3)	106(3)	613(19)
H31 推計				72(3)	74(3)	76(3)	80(3)	83(3)	90(3)	475(18)

- 自転車通学をしている児童がいる。
- 笠間中学校へ進学する。
- 今後、児童数が減少すると予測される。

【適正配置】：適正規模のため単独校

東小学校

- 校舎は昭和58年3月建築で、建築基準法の改正（昭和56年6月）以降の建物である。
- 各学年2学級の規模で建築した学校である。
- 児童数及び学級数は平成23年5月1日現在で60人・5学級（40人編成）、平成31年度推計値は40人・4学級（30人編制）である。

	未就学児人数			児童数（学級数）						
	4歳	5歳	6歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
H23 現在	8	6	12	13(1)	10(1)	11(1)	10(1)	7(1)	9(-)	60(5)
H31 推計				6(1)	6(1)	6(-)	7(1)	7(-)	8(1)	40(4)

- スクールバスが運行している。
- 東中学校へ進学する。
- 今後、児童数が減少すると予測される。

【適正配置】：適正規模に満たないため適正配置の対象校

佐城小学校

- 校舎は昭和 51 年 3 月と 56 年 3 月建築で、平成 26 年度に耐震補強工事を予定している。
- 各学年 2 学級の規模で建築した学校である。
- 児童数及び学級数は平成 23 年 5 月 1 日現在で 155 人・6 学級（40 人編制）、平成 31 年度推計値は 124 人・6 学級（30 人編制）である。

	未就学児人数			児童数（学級数）						
	4 歳	5 歳	6 歳	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
H23 現在	19	21	17	15(1)	30(1)	26(1)	33(1)	21(1)	30(1)	155(6)
H31 推計				18(1)	19(1)	21(1)	21(1)	21(1)	24(1)	124(6)

- 自転車通学をしている児童と路線バスを利用している児童がいる。
- 笠間中学校と東中学校へ分散進学する。
- 今後、児童数が減少すると予測される。

【適正配置】：適正規模に満たないため適正配置の対象校

箱田小学校

- 校舎のうち 1 棟は昭和 56 年 3 月建築で平成 27 年度に耐震補強工事を予定している。もう 1 棟は昭和 59 年 12 月建築で建築基準法の改正（昭和 56 年 6 月）以降の建物である。
- 各学年 2 学級の規模で建築した学校である。
- 児童数及び学級数は平成 23 年 5 月 1 日現在で 136 人・6 学級（40 人編制）、平成 31 年度推計値は 105 人・6 学級（30 人編制）である。

	未就学児人数			児童数（学級数）						
	4 歳	5 歳	6 歳	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
H23 現在	15	14	19	24(1)	25(1)	20(1)	22(1)	23(1)	22(1)	136(6)
H31 推計				15(1)	16(1)	17(1)	18(1)	18(1)	21(1)	105(6)

- 自転車通学をしている児童がいる。
- 笠間中学校へ進学する。
- 今後、児童数が減少すると予測される。

【適正配置】：適正規模に満たないため適正配置の対象校

南小学校

- 校舎は昭和 57 年 3 月と 59 年 12 月建築で、建築基準法の改正（昭和 56 年 6 月）以降の建物である。
- 各学年 2 学級の規模で建築した学校である。
- 児童数及び学級数は平成 23 年 5 月 1 日現在で 210 人・7 学級（40 人編制）、平成 31 年度推計値は 175 人・6 学級（30 人編制）である。

	未就学児人数			児童数（学級数）						
	4 歳	5 歳	6 歳	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
H23 現在	17	31	20	23(1)	29(1)	38(1)	40(1)	37(1)	43(2)	210(7)
H31 推計				27(1)	29(1)	30(1)	30(1)	29(1)	30(1)	175(6)

- 自転車通学をしている児童とスクールバスを利用している児童がいる。
- 笠間中学校と南中学校へ分散進学する。
- 今後、児童数が減少すると予測される。

【適正配置】：適正規模に満たないため適正配置の対象校

稲田小学校

- 校舎は昭和 54 年 3 月建築で、平成 24 年度に耐震補強工事を予定している。
- 各学年 3 学級の規模で建築した学校である。
- 児童数及び学級数は平成 23 年 5 月 1 日現在で 270 人・11 学級（40 人編制）、平成 31 年度推計値は 193 人・12 学級（30 人編制）である。

	未就学児人数			児童数（学級数）						
	4 歳	5 歳	6 歳	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
H23 現在	41	46	47	43(2)	44(2)	42(2)	54(2)	47(2)	40(1)	270(11)
H31 推計				31(2)	32(2)	32(2)	31(2)	32(2)	35(2)	193(12)

- 自転車通学をしている児童と路線バスを利用している児童がいる。
- 稲田中学校へ進学する。
- 今後、児童数が減少すると予測される。

【適正配置】：適正規模のため単独校

夙戸小学校

- 校舎のうち 2 棟は昭和 52 年 3 月・10 月建築で平成 24 年度に耐震補強工事を予定している。もう 1 棟は平成 3 年 12 月建築で、建築基準法の改正（昭和 56 年 6 月）以降の建物である。
- 各学年 3 学級の規模で建築した学校である。
- 児童数及び学級数は平成 23 年 5 月 1 日現在で 300 人・12 学級（40 人編制）、平成 31 年度推計値は 245 人・12 学級（30 人編制）である。

	未就学児人数			児童数（学級数）						
	4 歳	5 歳	6 歳	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
H23 現在	42	47	45	44(2)	45(2)	62(2)	52(2)	47(2)	50(2)	300(12)
H31 推計				37(2)	39(2)	39(2)	42(2)	42(2)	46(2)	245(12)

- 児童の通学距離は 4 km 以内である。
- 友部中学校へ進学する。
- 今後、児童数が減少すると予測される。

【適正配置】：適正規模のため単独校

友部小学校

- 校舎は昭和 47 年 4 月と 48 年 3 月建築で平成 9～10 年度に耐震補強工事を実施している。
- 各学年 5 学級の規模で建築した学校である。
- 児童数及び学級数は平成 23 年 5 月 1 日現在で 803 人・25 学級（40 人編制）、平成 31 年度推計値は 594 人・22 学級（30 人編制）である。

	未就学児人数			児童数（学級数）						
	4 歳	5 歳	6 歳	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
H23 現在	141	116	135	130(4)	134(4)	149(5)	126(4)	124(4)	140(4)	803(25)
H31 推計				89(3)	90(3)	97(4)	100(4)	104(4)	114(4)	594(22)

- 児童の通学距離は 4 km 以内である。
- 友部中学校と友部第二中学校へ分散進学する。
- 今後、児童数が減少すると予測される。

【適正配置】：適正規模のため単独校

北川根小学校

- 校舎は平成 1 年 7 月建築で、建築基準法の改正（昭和 56 年 6 月）以降の建物である。
- 各学年 3 学級の規模で建築した学校である。
- 児童数及び学級数は平成 23 年 5 月 1 日現在で 287 人・12 学級（40 人編制）、平成 31 年度推計値は 196 人・12 学級（30 人編制）である。

	未就学児人数			児童数（学級数）						
	4 歳	5 歳	6 歳	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
H23 現在	38	45	45	46(2)	44(2)	45(2)	51(2)	41(2)	60(2)	287(12)
H31 推計				32(2)	31(2)	33(2)	31(2)	32(2)	37(2)	196(12)

- 自転車通学をしている児童がいる。
- 友部第二中学校へ進学する。
- 今後、児童数が減少すると予測される。

【適正配置】：適正規模のため単独校

大原小学校

- 校舎は平成 15 年 3 月建築で、建築基準法の改正（昭和 56 年 6 月）以降の建物である。
- 各学年 2 学級の規模で建築した学校である。
- 児童数及び学級数は平成 23 年 5 月 1 日現在で 183 人・6 学級（40 人編制）、平成 31 年度推計値は 139 人・6 学級（30 人編制）である。

	未就学児人数			児童数（学級数）						
	4 歳	5 歳	6 歳	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
H23 現在	18	13	24	27(1)	31(1)	29(1)	38(1)	28(1)	30(1)	183(6)
H31 推計				22(1)	21(1)	22(1)	23(1)	24(1)	27(1)	139(6)

※未就学児の人数は大原小学校学区の行政区のみの人数であり、調整区域からの人数が不明のためカウントしていない。

- 児童の通学距離は 4 km以内である。
- 友部中学校へ進学する。
- 今後、児童数が減少すると予測される。

【適正配置】：適正規模に満たないため適正配置の対象校

友部第二小学校

- 校舎は昭和 54 年 3 月・10 月建築で平成 24 年度に耐震補強工事を予定している。
- 各学年 4 学級の規模で建築した学校である。
- 児童数及び学級数は平成 23 年 5 月 1 日現在で 409 人・13 学級（40 人編制）、平成 31 年度推計値は 315 人・12 学級（30 人編制）である。

	未就学児人数			児童数（学級数）						
	4 歳	5 歳	6 歳	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
H23 現在	81	67	67	62(2)	67(2)	66(2)	92(3)	54(2)	68(2)	409(13)
H31 推計				49(2)	51(2)	51(2)	53(2)	53(2)	58(2)	315(12)

- 児童の通学距離は 4 km以内である。
- 友部中学校と友部第二中学校へ分散進学する。
- 今後、児童数が減少すると予測される。

【適正配置】：適正規模のため単独校

岩間第一小学校

- 校舎は昭和 57 年 8 月建築で、建築基準法の改正（昭和 56 年 6 月）以降の建物である。
- 各学年 4 学級の規模で建築した学校である。
- 児童数及び学級数は平成 23 年 5 月 1 日現在で 363 人・12 学級（40 人編制）、平成 31 年度推計値は 289 人・12 学級（30 人編制）である。

	未就学児人数			児童数（学級数）						
	4 歳	5 歳	6 歳	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
H23 現在	51	55	62	57(2)	58(2)	72(2)	52(2)	65(2)	59(2)	363(12)
H31 推計				44(2)	43(2)	46(2)	48(2)	51(2)	57(2)	289(12)

- 児童の通学距離は 4 km 以内である。
- 岩間中学校へ進学する。
- 今後、児童数が減少すると予測される。

【適正配置】：適正規模のため単独校

岩間第二小学校

- 校舎は昭和 61 年 7 月建築で、建築基準法の改正（昭和 56 年 6 月）以降の建物である。
- 各学年 2 学級の規模で建築した学校である。
- 児童数及び学級数は平成 23 年 5 月 1 日現在で 178 人・6 学級（40 人編制）、平成 31 年度推計値は 135 人・6 学級（30 人編制）である。

	未就学児人数			児童数（学級数）						
	4 歳	5 歳	6 歳	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
H23 現在	26	20	25	28(1)	34(1)	28(1)	27(1)	29(1)	32(1)	178(6)
H31 推計				20(1)	20(1)	22(1)	24(1)	23(1)	26(1)	135(6)

- 自転車通学をしている児童と路線バスを利用している児童がいる。
- 岩間中学校へ進学する。
- 今後、児童数が減少すると予測される。

【適正配置】：適正規模に満たないため適正配置の対象校

岩間第三小学校

- 校舎は昭和 54 年 3 月・5 月建築で平成 25 年度に耐震補強工事を予定している。
- 各学年 3 学級の規模で建築した学校である。
- 児童数及び学級数は平成 23 年 5 月 1 日現在で 337 人・12 学級（40 人編制）、平成 31 年度推計値は 246 人・12 学級（30 人編制）である。

	未就学児人数			児童数（学級数）						
	4 歳	5 歳	6 歳	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
H23 現在	51	40	57	60(2)	55(2)	67(2)	50(2)	54(2)	51(2)	337(12)
H31 推計				38(2)	38(2)	39(2)	41(2)	43(2)	47(2)	246(12)

- 児童の通学距離は 4 km 以内である。
- 岩間中学校へ進学する。
- 今後、児童数が減少すると予測される。

【適正配置】：適正規模のため単独校

(2) 中学校の状況と適正配置

笠間中学校

- 校舎は昭和 52 年 8 月建築で平成 23 年度に耐震補強工事を予定している。
- 各学年 6 学級の規模で建築した学校である。
- 生徒数及び学級数は平成 23 年 5 月 1 日現在で 419 人・13 学級（40 人編成）、平成 31 年度推計値は 336 人・12 学級（35 人編成）である。

	生徒数（学級数）						
	1 年	2 年	3 年				合計
H23 現在	152(5)	126(4)	141(4)				419(13)
H31 推計	113(4)	110(4)	113(4)				336(12)

- 今後、生徒数が減少すると予測される。

【適正配置】：適正規模のため単独校

東中学校

- 校舎は平成 1 年 3 月建築で、建築基準法の改正（昭和 56 年 6 月）以降の建物である。
- 各学年 2 学級の規模で建築した学校である。
- 生徒数及び学級数は平成 23 年 5 月 1 日現在で 66 人・3 学級（40 人編成）、平成 31 年度推計値は 65 人・3 学級（35 人編成）である。

	生徒数（学級数）						
	1 年	2 年	3 年				合計
H23 現在	19(1)	20(1)	27(1)				66(3)
H31 推計	22(1)	21(1)	22(1)				65(3)

- 今後、生徒数が減少すると予測される。

【適正配置】：適正規模に満たないため適正配置の対象校

南中学校

- 校舎は昭和 62 年 2 月建築で、建築基準法の改正（昭和 56 年 6 月）以降の建物である。
- 各学年 2 学級の規模で建築した学校である。
- 生徒数及び学級数は平成 23 年 5 月 1 日現在で 104 人・4 学級（40 人編成）、平成 31 年度推計値は 82 人・3 学級（35 人編成）である。

	生徒数（学級数）						
	1 年	2 年	3 年				合計
H23 現在	29(1)	30(1)	45(2)				104(4)
H31 推計	28(1)	27(1)	27(1)				82(3)

- 今後、生徒数が減少すると予測される。

【適正配置】：適正規模に満たないため適正配置の対象校

稲田中学校

- 校舎は昭和 54 年 4 月建築で平成 26 年度に耐震補強工事を予定している。
- 各学年 4 学級の規模で建築した学校である。
- 生徒数及び学級数は平成 23 年 5 月 1 日現在で 128 人・4 学級（40 人編制）、平成 31 年度推計値は 113 人・6 学級（35 人編制）である。

	生徒数（学級数）					
	1 年	2 年	3 年			合計
H23 現在	41(1)	45(2)	42(1)			128(4)
H31 推計	38(2)	37(2)	38(2)			113(6)

- 今後、生徒数が減少すると予測される。
- 【適正配置】：適正規模に満たないため適正配置の対象校

友部中学校

- 校舎のうち 2 棟は昭和 54 年 8 月建築で、平成 18・19 年度に耐震補強工事を実施している。もう 1 棟は平成 19 年 3 月に改築している。
- 各学年 8 学級の規模で建築した学校である。
- 生徒数及び学級数は平成 23 年 5 月 1 日現在で 644 人・17 学級（40 人編制）、平成 31 年度推計値は 501 人・15 学級（35 人編制）である。

	生徒数（学級数）					
	1 年	2 年	3 年			合計
H23 現在	210(6)	203(5)	231(6)			644(17)
H31 推計	170(5)	164(5)	167(5)			501(15)

- 今後、生徒数が減少すると予測される。
- 【適正配置】：適正規模のため単独校

友部第二中学校

- 校舎は昭和 61 年 9 月建築で、建築基準法の改正（昭和 56 年 6 月）以降の建物である。
- 各学年 6 学級の規模で建築した学校である。
- 生徒数及び学級数は平成 23 年 5 月 1 日現在で 400 人・12 学級（40 人編制）、平成 31 年度推計値は 328 人・12 学級（35 人編制）である。

	生徒数（学級数）					
	1 年	2 年	3 年			合計
H23 現在	112(4)	135(4)	153(4)			400(12)
H31 推計	112(4)	108(4)	108(4)			328(12)

- 今後、生徒数が減少すると予測される。
- 【適正配置】：適正規模のため単独校

岩間中学校

- 校舎は昭和 42 年 2 月と 43 年 2 月・12 月建築で平成 20～21 年度に改築している。
- 各学年 5 学級の規模で建築した学校である。
- 生徒数及び学級数は平成 23 年 5 月 1 日現在で 432 人・13 学級（40 人編制）、平成 31 年度推計値は 368 人・12 学級（35 人編制）である。

	生徒数（学級数）					
	1 年	2 年	3 年			合計
H23 現在	150(5)	133(4)	149(4)			432(13)
H31 推計	124(4)	120(4)	124(4)			368(12)

- 今後、生徒数が減少すると予測される。
- 【適正配置】：適正規模のため単独校

5. 笠間市立小中学校の適正配置

(1) 適正配置に関する本審議会委員の意見

本審議会では、笠間地区・友部地区・岩間地区のそれぞれの分科会を設置し、適正規模に満たない学校並びに調整区域について個別に議論を重ねた。以下は、分科会並びに全体会において出された意見の概要である。

◆東小学校について

- 東小学校の複式学級を解消することが最優先である。
- 東小学校の複式学級を解消するための第1段階として、東小学校を佐城小学校に統合することが考えられる。
- 東小学校を佐城小学校に統合しても適正規模にはならない。適正規模を確保するためには段階的に笠間小学校に統合すべきである。
- 東小学校を佐城小学校に統合し、段階的に笠間小学校に統合していくとなると、子どもたちに2重の負担をかけることになる。この負担を回避するために、東小学校は最初から笠間小学校に統合すべきである。
- 東小学校から笠間小学校まではあまりにも遠い。
- 東小学校から笠間小学校までは遠いところで13キロの道のりがあるが、今までどおりバスで通うのであれば、佐城小学校でも笠間小学校でも変わりはない。

◆佐城小学校について

- 東小学校を笠間小学校に統合する場合、その中間に位置する佐城小学校をそのまま残すのは不自然である。東小学校と佐城小学校の2校を笠間小学校に統合すべきである。
- 未就学児の人数を見ると、来年入学するのは17人だが、2歳児で見ると14人だけになってしまう。これでは学校が成り立たないということが目前に見えている。
- 当初は、地域コミュニティの中心として小学校を残してほしいという意見が多くあったが、分科会としては、東小学校の複式学級の解消と適正規模の確保を前提として、東小学校と佐城小学校を笠間小学校に統合することが望ましいと考える。

◆東中学校について

- 東小学校と佐城小学校を笠間小学校に統合する場合、必然的に東中学校を笠間中学校に統合することになる。
- 統合の手順として、小学校と同時または先行して東中学校を笠間中学校に統合しないと、佐城小学校が一時的に分散進学になってしまう。
- 笠間中学校に行きたくても、しかたなく東中学校に行っている生徒もいる。
- 通学の問題が解消されるのであれば、保護者としては笠間中学校に行かせたい。
- 東中学校は生徒が減少して部活が成り立たなくなっている。このままでは環境が悪くなる一方なので、笠間中学校に統合したほうがいい。
- 成人式で東中学校出身者に聞いたところ、大きな学校で育ちたかったと言っていた。大学や職場の中で社会性の大切さを実感したからだと思う。
- 東中学校の生徒がどういう思いで学校生活を過ごしてきたかということが分かれば、保護者や地域に対する説得力は大きくなる。

◆箱田小学校について

- 未就学児の人数を見ると、4歳児が15人、5歳児が14人、6歳児が19人であって、目前に20人以下になることが明らかである。
- 学区審議会としては、見直しの基準を1学年20人に統一することが望ましい。

◆南小学校について

- クラス替えができないことは、小規模校のデメリットである。
- 小規模校のデメリットを軽減するため、当面の間、連携教育を講じていくべきである。

◆南中学校、稲田中学校について

- 部活の充実や学習環境、社会性を考えると、大きな中学校で切磋琢磨したほうがいい。

- 南中学校の学区から笠間中学校に行く生徒が増えている。
- 南中学校も稲田中学校も部活が成り立たなくなっている。
- 小規模の中学校が点在するよりも、笠間中学校1校にしたほうが望ましい。

◆大原小学校について

- 基本計画では調整区域の学区が明確になるよう再検討するとしているが、分科会としては、大原小学校を適正規模にすることが望ましいという表現が適切である。
- 適正規模に満たない大原小学校の学区の見直しは必要だが、地元の理解と合意が必要であり、慎重に対応する必要がある。

◆調整区域（友部駅周辺）について

- 大原小学校改築ときに友部小学校の学区の一部を大原小学校の学区とすることに対して地元の了解が得られず、平成13年5月1日付けで両校のいずれかを選択することができるという協定がなされた地域が調整区域である。本協定は現在も有効である。
- 協定書を無視することはできないので、それを踏まえて検討する必要がある。
- 調整区域から20人程度が大原小学校に通学しており、一定の成果は得られている。
- 地元の意見を聞かないまま大原小学校改築当時と同じ方針を出すことは、協定書を無視することになる。

◆調整区域（ベリオ・コロナ会区）について

- ベリオ・コロナ会区は宍戸小学校と友部第二小学校のいずれかを選択できるが、当該地域の通学校は宍戸小学校に定着している。
- 通学先が定着しているにもかかわらず、友部第二小学校や北川根小学校の選択肢を提示すると、かえって問題になる。
- 地域コミュニティや子ども会の運営を考慮すると、現状を変えるべきではない。
- 現状の学区で落ち着いていることから、あえて調整区域である必要はない。

◆友部中学校と友部第二中学校への分散進学について

- 基本計画では、分散進学は小中併設を推進する上での妨げになることから、その解消を図るための通学区の見直しを行うということになっている。
- 基本計画では、小中併設を前提とした分散進学の解消を求めているのであるから、小中併設が決定していないのであれば、分散進学の解消を図る時期ではない。
- 分散進学になっているのは友部中学校と友部第二中学校の2校だが、友部第二小学校の児童の9割は友部第二中学校へ進学するので、それほど考える必要はない。
- 分散進学によって友達と別れたり、新たな友だちと出会ったりしながら、様々な集団の中で切磋琢磨しながら成長していくことは重要なことである。
- 友部中学校と友部第二中学校の選択の幅はかなり自由である。

◆岩間第一小学校、岩間第二小学校、岩間第三小学校について

- 岩間第二小学校が複式学級になったときは考えざるを得ないが、今の段階では20年後に向けた小学校1校案と連携小学校の施策を考えることになる。
- 小学校の学区の見直しを考えるのは、岩間第一小学校も岩間第三小学校も1学年2クラスを維持するのが困難になり始めるときである。
- 将来的に何人になったら見直しを行うかという一定の基準が必要である。
- 1学年20人未満の状態が6年間続いた時点で見直すということではどうか。
- 何人になったら本当に不自由をきたすか分からないが、たぶん10人未満だろう。
- 分科会としては、小学校の児童数が1学年20人を切る状態が続いた場合は、新たに学区審議会を開催することとする。

◆連携教育の実施について

- 将来的に岩間の小学校を1校にする案があるが、その間、岩間第二小学校が小規模のままとなってしまう。そのデメリットを解消するため、岩間第一小学校・第二小学校・第三小学校が連携して音楽や体育を行うような連携小学校の形態を実現すべきである。
- 追記事項として、「連携教育の実施は将来にわたって平等に教育を受けることができる環境を整えていくことになる」という文言を付け加えるべきである。

(2) 笠間市における小中学校の適正配置

本審議会では、分科会の方針を全体会の場に移してさらに審議を重ね、地域性や歴史的背景に配慮しながら児童生徒の望ましい教育環境について検証した。その結果、笠間市における小中学校の適正配置方針を次のとおりとした。

【適正配置の主旨】

- ①複式学級の解消
- ②適正規模の確保
- ③調整区域のあり方
- ④分散進学のあるあり方
- ⑤連携教育の実現

第1段階：準備が整い次第実施すべき事項

- ◆基本計画では複式学級の解消を最優先とし、通学区域の見直し、学校の統合や小中併設によって対応するものとしているが、検討の結果、複式学級の解消と適正規模の確保を図るため、複式学級を有する東小学校と適正規模に達しない佐城小学校並びに箱田小学校を笠間小学校に統合することが望ましい。
- ◆適正規模の確保を図るため、適正規模に達しない東中学校を笠間中学校に統合することが望ましい。統合の手順として、上記の小学校の統合と同時期、またはそれに先行して東中学校を笠間中学校に統合することが望ましい。
- ◆統合は保護者・地域の理解を前提として、児童生徒の事前交流活動や統合の準備（スクールバス等の準備、通学路の安全確保、受入れ校の整備、教育方針の調整等）が整い次第、できる限り早い時期に実施することが望ましい。

第2段階：段階的に実施すべき事項

- ◆適正規模に達しない小学校（第1段階の対象校を除く）は、新入児童数が20人を下回った年度であって、かつ、それ以降の年度も新入児童数が20人に達しないと判断される場合に見直しを開始し、統合の準備が整い次第、できる限り早い時期に実施することが望ましい。この場合の受入れ校は、適正規模の確保を前提とし、見直しを開始した年度内に決定することが望ましい。

【20人の定義】

現行の40人学級では、41人になると20人と21人の2つの学級に編制される。したがって、適正規模校では1学級当たり最少20人・最大40人という幅の中で編制されることになる。小学校の適正規模は1学年あたり2～3学級であり、本来であれば単学級の学校は適正配置の対象となるが、本審議会としては、統合という全市的事業の実施時期を判断する数値基準として、適正規模校において編制し得ない20人未満を集団構成の限界と定義付けた。

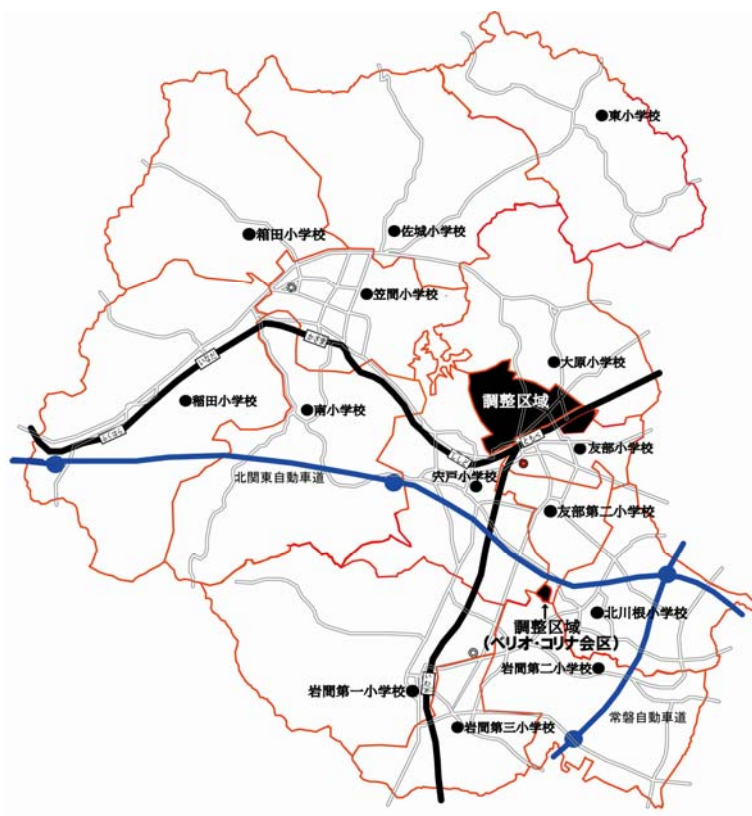
- ◆基本計画では岩間地区の小学校3校を将来的に2校にすることを目標としているが、検討の結果、2校にこだわらず、場合によっては将来的に小学校3校を1校にしていくなど、状況に応じて検討を加えていくことが望ましい。

- ◆基本計画では笠間地区の中学校4校を将来的に3校以下にすることを目標としているが、検討の結果、適正規模に達しない中学校（第1段階の対象校を除く）を将来的に笠間中学校に統合し、笠間地区の中学校数を1校にしていくことが望ましい。この場合、1つの中学校のすべての学年で単学級となった年度であって、かつ、それ以降の年度も単学級の状態が続くものと判断される場合に見直しを開始し、統合の準備が整い次第、できる限り早い時期に実施することが望ましい。

その他の事項

- ◆基本計画では調整区域の学区が明確になるよう再検討していくこととしているが、検討の結果、原店1、原店2、宿1、宿2、久保、古山、宮前1、宮前2、鴻巣1、このす団地、県営友部アパートの通学校は、従来どおり友部小学校と大原小学校のいずれかを選択することができる調整区域であることが望ましい。
- ◆基本計画では調整区域の学区が明確になるよう再検討していくこととしているが、検討の結果、宍戸小学校と友部第二小学校のいずれかを選択することができるベリオ・コリナ会区の通学校は宍戸小学校とすることが望ましい。
- ◆基本計画では、分散進学は小中併設を推進する上での妨げになることから、その解消を図ることができるよう通学区域の見直しを行うこととしている。検討の結果、当面は友部中学校と友部第二中学校への分散進学を解消するための通学区域の見直しは行わず、今後、小中併設を進める場合において通学区域の見直しを図ることが望ましい。
- ◆小規模校のデメリットを解消するため、当分の間、学校行事や大会を複数校合同で行う小学校連携教育を実施することが望ましい。この施策の実現によって、学校規模にかかわらず将来にわたって平等に教育を受けることができる環境を整えていくことが期待される。

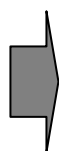
【調整区域の位置】



(3) 各校の適正配置方針一覧

(H31 学級数は小学校 30 人、中学校 35 人編制で算出)

小学校（現行）		H23	H31
笠間小	児童数	613	475
	学級数	19	18
東 小	児童数	60	40
	学級数	5	4
佐城小	児童数	155	124
	学級数	6	6
箱田小	児童数	136	105
	学級数	6	6
南 小	児童数	210	175
	学級数	7	6
稲田小	児童数	270	193
	学級数	11	12
宍戸小	児童数	300	245
	学級数	12	12
友部小	児童数	803	594
	学級数	25	22
北川根小	児童数	287	196
	学級数	12	12
大原小	児童数	183	139
	学級数	6	6
友部二小	児童数	409	315
	学級数	13	12
岩間一小	児童数	363	289
	学級数	12	12
岩間二小	児童数	178	135
	学級数	6	6
岩間三小	児童数	337	246
	学級数	12	12



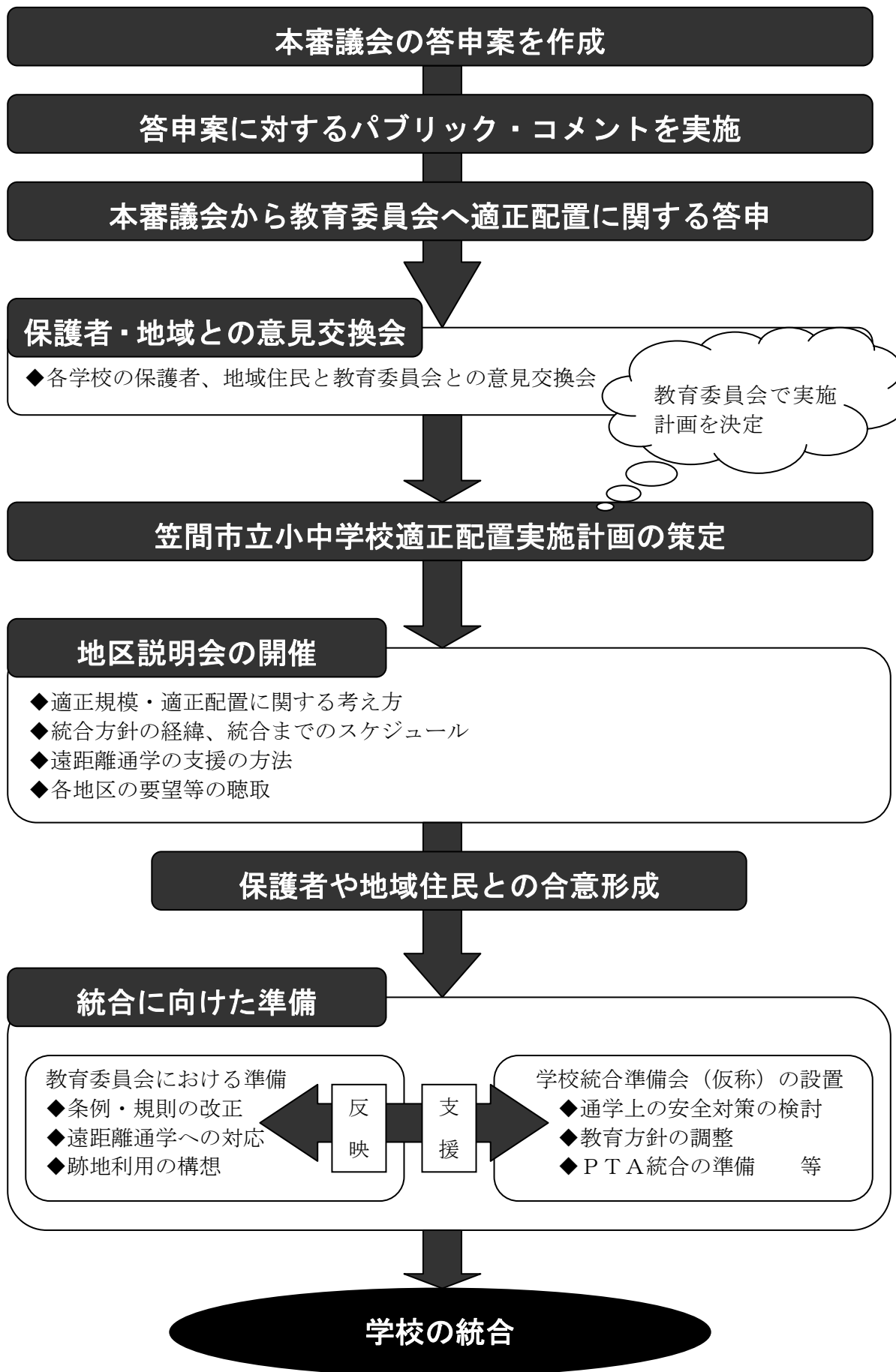
小学校（再編後）			H23	H31
笠間小 東 小 佐城小 箱田小	統 合 【学校の位置】 笠間小	児童数 学級数	964 25	744 25
南 小	段階的統合 (経過観察)	児童数	210	175
稲田小	単独校	児童数	270	193
宍戸小	単独校	児童数	300	245
友部小	単独校	児童数	803	594
北川根小	単独校	児童数	287	196
大原小	段階的統合 (経過観察)	児童数	183	139
友部二小	単独校	児童数	409	315
岩間一小	単独校	児童数	363	289
岩間二小	段階的統合 (経過観察)	児童数	178	135
岩間三小	単独校	児童数	337	246

中学校（現行）		H23	H31
笠間中	生徒数	419	336
	学級数	13	12
東 中	生徒数	66	65
	学級数	3	3
南 中	生徒数	104	82
	学級数	4	3
稲田中	生徒数	128	113
	学級数	4	6
友部中	生徒数	644	501
	学級数	17	15
友部二中	生徒数	400	328
	学級数	12	12
岩間中	生徒数	432	368
	学級数	13	12



中学校（再編後）			H23	H31
笠間中 東 中	統 合 【学校の位置】 笠間中	生徒数 学級数	485 13	401 12
南 中	段階的統合 (経過観察)	生徒数	104	82
稲田中	段階的統合 (経過観察)	生徒数	128	113
友部中	単独校	生徒数	644	501
友部二中	単独校	生徒数	400	328
岩間中	単独校	生徒数	432	368

(4) 再編への流れ



6. 適正配置の実施に向けた付帯意見

本市における適正配置の考え方は前述のとおりであるが、今後の適正配置の具体化にあたり、本審議会の付帯意見として次の事項を申し添えるので留意願いたい。

(1) 教育の基本方針

学校の統合にあたっては、統合前の学校で培われてきた優れた教育活動や伝統の継承に努めるとともに、子どもたちの生きる力をはぐくむ学習カリキュラムの編成や教育方法、学校運営など、教育の基本的な方針を打ち出すよう配慮願いたい。併せて、従来の地域色が失われないよう工夫を凝らすことも必要と考える。

(2) 児童生徒の不安の解消

統合に対する子どもたちの不安を解消するため、統合までの期間中は対象校同士の連携を図り、子どもたちの交流の機会を充実させるとともに、統合後のきめ細かなケアにも努めるよう配慮願いたい。併せて、PTA等保護者同士の交流も不可欠と考える。

(3) 遠距離通学の支援

学校の統合によって通学区域が広範囲に及ぶことは明らかである。統合にあたっては、地理的状況や公共交通の現状、中学校の部活動の実態を把握し、スクールバスや路線バス、鉄道等を活用して、子どもたちが安心・安全に通学できるよう万全の遠距離通学支援策を準備願いたい。併せて、学校・保護者・地域が連携し、通学路の安全対策についても強化願いたい。

(4) 安心・安全な学校施設

学校は子どもたちが1日の大半を過ごす生活の場であることから、安全に安心して利用できることが求められる。学校の統合を進めるにあたっては、学校施設の整備や備品等の充実にも努められたい。

(5) 学校跡地の有効利用

学校跡地の活用方策については、施設の状況や地域の要望・意見に配慮しながら、学校に代わる新たな地域活性化のための施設として有効活用することを検討願いたい。

(6) 学校・家庭・地域の連携

教育環境をより良いものにしていくためには、保護者や地域が積極的に参画し、ともに学校を支えていく関係を構築していくことが重要である。統合後の学校においても保護者と地域住民が協働し、新たな地域コミュニティづくりに取り組むことができるような環境の創出を望むものである。

(7) 保護者・地域住民との合意形成

学校は子どもたちの学習・生活の場としての機能を有するほか、地域コミュニティの中心として、また、災害時の避難場所としての側面も有している。適正配置の実施にあたっては、保護者や地域住民との十分な議論を行い、良好なコンセンサスを得られたい。

(8) 通学区域について

統合後においても、就学すべき学校について定めた「笠間市立小中学校学区に関する規則」を堅持しつつ、地理的理由などのやむを得ない事情に配慮して、他の学校への就学を認めることにも配慮願いたい。

(9) 学級編制の弾力化に向けた推進

基本計画では、1学級あたりの望ましい人数を現行の40人に対して小学校で最大30人、中学校で最大35人とし、平成31年度推計学級数はこの人数を基に算出している。この市独自の適正規模は、小学校のクラス担任制と中学校の教科担任制の違いの検証、茨城県における学級編制の弾力化、そして市民アンケート調査結果を踏まえて示されたものである。また、平成22年8月に発表された文部科学省の公立義務教育諸学校教職員定数改善計画案では、1学級の上限を小中学校とも40人から35人に、さらに小学校1・2学年を段階的に30人に見直すこととしている。この改善計画案は平成23年度から計画的に8年間を実施目標としていることから、本市においても国の動向に歩調を合わせ、平成31年度をめどに学級編制の弾力化を実施されるよう努められたい。

むすびに

本審議会は、児童生徒数が減少しつつある笠間市の現状及び将来展望を踏まえ、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備・効果を念頭に置き、小中学校の適正配置について慎重に議論を進めてきた。

笠間市は、平成18年3月に旧笠間市・友部町・岩間町が合併し、新生「笠間市」として歩み始めたが、地理的環境や歴史的背景、地域コミュニティ等において旧市町それぞれの特徴を持っている。そのため、審議の過程において小規模校の解消を図るべきことは全員の意見が一致したところであるが、その解消方法については、学校の統合や調整区域の取扱い、小学校連携教育など、地域それぞれにおいて様々な角度から意見が出され、活発な議論が展開された。また、学校の適正配置に関する一律の理論や方法が存在するわけではなく、非常に難しいテーマでもあった。

そうした中、東日本大震災によって会合の中断を余儀なくされたものの、1年余にわたる審議を重ね、ここに学校適正配置に関する本審議会の考えを示すに至ったものである。学校の統合は多様な課題に取り組むことであり、環境の変化や遠距離通学に対する子どもたちの不安、そして学校がなくなることへの地域住民の寂しさは当然のことと思われる。しかしながら、ただ単に現状を容認するのではなく、子どもたちの社会性やコミュニケーション能力の向上、部活動の活性化など、教育環境の充実に向けた多角的な視点から検討が加えられたことによって、非常に有意義な議論になったと考えている。

最後に、この答申が子どもたちの心身の健やかな成長に寄与し、そして地域住民の理解の上に築かれた施策実現の一助となることを望むものである。



笠間市立小中学校の適正配置について
(諮 問)

笠間市立小中学校学区審議会会長 様

1 諮問事項

笠間市立小中学校の学区に関する事項

2 諮問理由

笠間市教育委員会は、平成21年11月、笠間市立学校適正規模・適正配置検討委員会に対して学校適正化に関する意見を求め、平成22年9月にその答申をいただきました。また、この答申を最大限に尊重し、教育委員会において同年10月に笠間市立学校適正規模・適正配置基本計画を策定いたしました。

今後は、望ましい学校環境の構築に向けた実施計画を策定していくこととなりますが、同計画策定にあたっての指針とするため、貴審議会の幅広い意見を求めるものであります。

つきましては、笠間市立小中学校の学区に関する事項についてご審議の上、答申を願いたく諮問いたします。

3 答申予定時期

同審議会の審議が整ったとき

笠教学第1015号

平成22年12月13日

笠間市教育委員会

○笠間市立小中学校学区審議会条例

平成 18 年 3 月 19 日
条例第 181 号

(設置)

第 1 条 笠間市立小中学校の学校運営の適正を図るため、笠間市立小中学校学区審議会（以下、「審議会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、笠間市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）の諮問に応じ、笠間市立小中学校の学区に関する事項を審議して教育委員会に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から必要に応じ委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員
- (3) 市立小中学校代表
- (4) 市立小中学校 P T A 代表

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了したときまでとする。

2 特定の地位又はその職にあるため委員となった者は、当該地位又はその職を去ったとき委員の資格を失う。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 必要により関係者の出席を求めることができる。

(解散)

第 7 条 審議が終了したときは、審議会を解散する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 19 日から施行する。

○笠間市立小中学校学区審議会委員名簿

条例第3条の区分	役職等	氏名	備考
学識経験者	市議会議長	柴沼 広	
	文教厚生委員会委員	中澤 猛	
	元笠間市教育委員	大川 友子	
	常磐大学准教授	渡邊 洋子	会長
	区長会会長	岡野 博之	副会長
	区長会代表理事	大関 利男	
	区長会代表理事	郡司 正勝	
小中学校代表	友部第二小学校長	山口 正俊	
	友部第二中学校長	増田 真哉	(木村 友明)
小中学校PTA代表	笠間小学校	河又 一雄	
	東小学校	川松 信一	
	佐城小学校	仲田 亨	(畑岡 久美子)
	箱田小学校	大月 進	
	南小学校	鈴木 秀和	(北村 勲)
	稲田小学校	瀬谷 昌巳	
	宍戸小学校	谷津 成昭	
	友部小学校	来栖 一彦	(廣水 乃生)
	北川根小学校	櫻井 英一	
	大原小学校	橘川 和市	
	友部第二小学校	菅野 浩一	(角田 智子)
	岩間第一小学校	岡村 雅樹	
	岩間第二小学校	藤田 世界	
	岩間第三小学校	小澤 一博	
	笠間中学校	大月 裕子	
	東中学校	仲田 要一	
	南中学校	小室 公子	
	稲田中学校	湯浅 修	
	友部中学校	村上 忠義	(菊地 浩)
	友部第二中学校	打越 正一	
	岩間中学校	石井 榮一	(佐々木 裕一)

※備考欄 () : 当初委嘱委員氏名 (平成 22 年 12 月 13 日委嘱)

備考欄 () 左欄: 笠間市立小中学校学区審議会条例第 4 条第 2 項の規定により、当初委員に代わって委嘱された現行の委員氏名 (平成 23 年 5 月 13 日委嘱)

○笠間市立小中学校学区審議会開催経過

区 分	期 日	審議内容
第1回学区審議会	平成22年12月13日	○委員への委嘱状・任命書の交付 ○正副会長の選出 ○諮問書の交付 ○笠間市立学校適正規模・適正配置基本計画について ○学区審議会の役割とスケジュールについて
第2回学区審議会	平成23年1月27日	○基本計画の概要説明 ○検討委員会の意見概要について
第3回学区審議会	平成23年2月24日	○検討委員会の学区見直し案について ○遠距離通学の検証について
第4回学区審議会	平成23年5月13日	○検討委員会の学校配置案の背景について ○小規模校のメリットとデメリットについて
第5回学区審議会	平成23年6月24日	○学区審議会の意見を反映させた検討事項について①
第6回学区審議会	平成23年7月21日	○学区審議会の意見を反映させた検討事項について②
第7回学区審議会・分科会	平成23年8月24日	○分科会（笠間・友部・岩間地区）
笠間地区第2回分科会	平成23年9月1日	○分科会（笠間②）
第8回学区審議会	平成23年9月28日	○各分科会の経過報告
第9回学区審議会	平成23年10月27日	○各分科会の方針とその背景について ○小中学校の現状と適正配置について
第10回学区審議会	平成23年11月22日	○小中学校の適正配置案について ○適正配置に向けた付帯意見について
第11回学区審議会	平成23年12月20日	○小中学校の適正配置【答申案】について
パブリック・コメント	平成24年1月12日 ～1月31日(20日間)	
第12回学区審議会	平成24年2月15日	○最終答申案について
教育委員会への答申	平成24年2月15日	○答申書の提出